

重要事項説明書
《利用のご案内》

医療法人矢尾板記念会
グループホームかわせみ

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護 重要事項説明書

【2025年5月1日】

はじめに

この文書は、当（介護予防）認知症対応型共同生活介護サービスを利用されるに際しまして、ご利用されるご本人および身元引受人に対し、当ホームをご理解いただくとともに、適正なサービスがご利用いただけますよう、当ホームの運営の概要やサービスの内容などを重要事項として説明させていただくものです。

1 事業所名

指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護

医療法人矢尾板記念会『グループホームかわせみ』

介護保険事業所番号 0970700332

2 代表者名

理事長 矢尾板 誠一

3 管理者名

施設長 倉持 昭子

4 所在地

〒321-1262 日光市平ヶ崎609番地の4

TEL 0288-22-1221

FAX 0288-22-3557

5 事業の目的および運営の方針

当ホーム（（介護予防）認知症対応型共同生活介護）は、介護を要する方であって認知症の状態にある方（当該認知症に伴って著しい精神症状を呈する方及び当該認知症に伴って著しい行動異常がある方、並びにその方の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある方を除く。）について、共同住居において、家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の方がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう目指します。

この目的に添って、当ホームでは、以下のような運営の方針を定めておりますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

- （1）（介護予防）認知症対応型共同生活介護は、介護を要する方であって認知症の状態にある高齢者の方に対し、その方の有する能力に応じ、（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画に基づいて、利用者の方の認知症の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう努めています。
- （2）利用者の方の意思及び人格を尊重し、常に利用者の方の立場に立って（介護予防）認知症対応型共同生活介護サービスの提供に努めています。
- （3）利用者の方または他の利用者の方々の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、利用者の方に対し身体拘束を行わないよう努めています。
- （4）利用者の方の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるよう努めています。
- （5）サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者の方又はその身元引受人に対して、生活上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の方の同意を得て実施するよう努めています。
- （6）利用者の方の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当事業所が得た利用者の方の個人情報については、当事業所での介護サービスの提

供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者の方または身元引受人の了解を得るよう努めています。

- (7) 当事業のサービスを提供するに当たっては、介護保険法 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとします。
- (8) 当ホームは、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する機関との密接な連携に努めています。
- (9) 当ホームは、第三者評価機関より外部評価を受け、サービスの質の確保・向上が図られるよう努めています。また外部評価結果は、ホーム内掲示及びワムネットにて公開しております。なお実施状況は次のとおりです。

評価機関名 栃木県社会福祉協議会

外部評価実施日 2023 年 3 月 31 日

6 入居の手続き

入居するにあたって、必要となる書類は以下のとおりです。

- ① 入居契約書
- ② 医師の紹介状または健康診断書
- ③ その他、管理者（施設長）が必要と認めた書類

7 職員の職種、員数および職務内容

当ホームに勤務する者の職種、員数および職務内容は次のとおりです。

- (1) 管理者（施設長） 1 名
管理者（施設長）は、施設の従業者の監督および業務等の管理運営にあたり、計画作成担当者に（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画の作成に関する業務を担当させます。
- (2) 計画作成担当者 1 名以上
（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画の作成にあたる職員です。
- (3) 介護従事者 6 名以上
介護従事者は、利用者の日常生活全般についての支援及び介護にあたる職員です。
また、職員に対しての定期的な研修の機会を設けることにより、職員の資質向上に努めています。
なお、医療・福祉関係の資格を有さない職員には、認知症介護に係る基礎的な研修を受講するよう努めます。

8 入居定員

9 名（1 ユニット）

9 入居対象者

- (1) 介護保険要介護認定において、要支援 2 以上の認定を受けられた方。
- (2) 認知症の状態にあり、日常生活に援助を必要とする方。

10 退居となる場合

- (1) 介護保険要介護認定において、要支援 1 または自立と認定されたとき。
- (2) 2 ヶ月以上利用料の支払いを怠ったとき。
- (3) 著しい精神異常（暴言、暴力行為、自傷行為等）により、他の利用者との共同生活に支障があるとき。
- (4) ご本人・身元引受人等の言動及び要望等が、ご本人・他のご利用者あるいは職員の心身または生命に危害を及ぼすおそれがあるとき、または他のご利用者へのサービス提供に著しく悪影響を及ぼしたとき。ご本人・身元引受人等が事業者や職員に対して背信行為を行ったとき。事業運営に支障を及ぼしたとき。

- (5) 医療機関等に入院（所）し、その期間がおおむね60日を超えるとき。または超えると思込まれるとき。
- (6) ご本人及び身元引受人の判断により、退居の申し出があったとき。

11 サービスの内容

当ホームにおいて受けられる主なサービスは次のとおりです。

- (1) (介護予防) 認知症対応型共同生活介護計画の立案
 - 利用者の方の能力に応じ、できる限りいつまでも自立した生活が送れるように、グループホームらしい計画を作成いたします。
 - 利用者の方の入居に際し、できる限り早い時期に計画の作成を行うと共に、必要に応じいつでも計画の見直しを行うよう努めます。
 - (2) 食事（適時適温）
 - 利用者の方と共に調理し、栄養と身体状況に配慮した家庭的な食事を提供します。
 - 食事はできるだけ離床して、食堂で食べていただけるよう配慮します。
 - (3) 排泄
 - 利用者の方の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。
 - (4) 入浴
 - 利用者の方の意思を尊重し、年間を通じ週2回以上入浴を行うよう配慮します。
 - 利用者の方の状況に応じて適切な入浴介助を行うとともに、入浴の自立についても適切な援助を行います。
 - (5) 離床、着替え、整容等
 - 寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。
 - 生活のリズムを考え、毎日の着替えを行うよう配慮します。
 - 個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。
 - リネン交換は週一回行います。また必要によりいつでも行います。
 - (6) 家事・環境整備等
 - 衣類等の洗濯、居室及び共用部分の清掃・整理等行います。また利用者の方が出来る事は、援助しながら一緒に行います。
 - (7) 行事・活動
 - 季節や習慣、地域性などをできるだけ考慮しながら、利用者の方、身元引受人と一緒に考えながら行います。
 - 家庭的な雰囲気を作るため、一般家庭で行われている日常的なことを行います。
(例) 外食、ドライブ、買物、誕生会、花見、地域のお祭り参加、クリスマス、初詣等
 - 趣味や嗜好に応じた援助を行います。
 - (8) 相談援助サービス
 - 利用者の方及びその身元引受人からの相談について、誠意をもって担当職員が応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。
 - (9) 健康管理
 - 併設医療機関と連携し、利用者の方の健康管理に留意します。
 - 利用者の方の併設医療機関への受診を必要に応じて行います。
(上記以外の医療機関受診については、身元引受人に付き添っていただくこととなります。)
- ※ 重度化した場合の対応については別紙（1）に基づき対応いたします。
- (10) 機能訓練
 - 併設介護老人保健施設と連携し、機能訓練を行います。

(1 1) 事務手続き

- 介護保険更新申請等、その他諸手続き。

(1 2) その他

- 利用者の方は、特別な事情がない限り、拘束のない生活を送っていただきます。
- これらのサービス内容については、利用者の方がそれぞれの役割をもって家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう、その方の心身の状況をふまえて、(介護予防) 認知症対応型共同生活介護計画に基づき漫然かつ画一的なものとならないよう適切に提供されています。(上記サービスの中には利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもございますので具体的にはご相談ください。)

12 利用料およびその他費用の額

(1) 利用料

当ホームを利用された場合の利用料の額は、厚生大臣が定める介護報酬告示上の額となります。

(2) その他の費用の額

その他の費用の額として、食材料費・家賃・水道光熱費・教養娯楽費・日用生活品費・おむつ代等は、自費負担となります。

※ 利用料については別紙(2)のとおりです。

13 お支払い方法

毎月10日頃までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の20日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

また、お支払い方法については、現金、口座振込、口座引き落としの三つの方法いずれかでお支払いください。尚、口座振込を利用された場合の振込手数料は、ご本人(身元引受人)にご負担いただくことになります。

14 協力医療機関

当ホームでは、下記の医療機関・歯科医療機関にご協力いただいております。

- (1) 協力医療機関 見龍堂クリニックかわせみ 日光市平ヶ崎609番地の4
今市病院 日光市今市381番地
- (2) 協力歯科医院 湯沢歯科医院 日光市今市490番地の1

15 施設利用にあたっての留意事項

(1) 面会

ご面会は、午前9時～午後8時となっております。ご面会の際には、受付にある面会簿にお名前をご記入下さい。また、飲食物をお持ち込みの際には、必ず職員まで声をおかけ下さい。

(2) 外出・外泊

外出・外泊は、基本的に自由です。必ず職員に声をおかけ下さい。

またその都度外出(外泊)・用件・帰居の予定等を所定の用紙による届出が必要です。

(3) 飲酒・喫煙

飲酒・喫煙に関しては、身元引受人の了解のもと、基本的に自由ですが、所定の場所でお願います。量や回数に関しては、ご相談申し上げます。

但し、利用者の方の状態により、医師・施設長の判断にて控えていただくこともあります。

(4) 火気の取り扱い

ホーム内への可燃物・危険物のお持ち込みはおやめ下さい。ライター等は施設職員が管理させていただきます。

(5) 金銭・貴重品の持ち込み

当ホームでは、現金を使わなくても快適に生活ができるようになっております。紛失等の原因になりますので、現金および貴重品の持ち込みはご遠慮下さい。

ご本人の希望により、当ホームにおいて管理することもできます。

16 非常災害対策

- (1) 消火器具（消火器）・自動火災報知設備消防機関へ通報する火災報知設備・非常放送設備・誘導灯および誘導標識・非常電源（自家発電設備）・防排煙制御設備・スプリンクラー
- (2) 防災訓練
年2回実施（内1回は夜間想定訓練）
- (3) 防火管理者
防火管理者 大橋 和久二（第1578号）
- (4) 利用者の方には非常災害対策に可能な限り協力していただきます。
- (5) 訓練の実施に当たっては、地域住民の方々の参加が得られるよう連携に努めていきます。

17 禁止事項

当ホームでは、多くの方に安心して共同生活を送っていただくために、利用者の方の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

18 秘密の厳守、個人情報の取り扱い

- (1) 当ホームの職員は、業務上知り得た利用されるご本人、その身元引受人および身元引受人の情報を正当な理由なく外部に漏らすということは絶対にありません。（利用終了後も同様です）
- (2) 当ホームは、当ホームの職員が退職後、就業中に業務上知り得た利用されるご本人、その身元引受人および身元引受人の情報を正当な理由なく外部に漏らすことのないように配慮します。
- (3) 当ホームが、居宅介護支援事業者等必要な機関に利用されるご本人及び身元引受人に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により利用されるご本人及び身元引受人の同意を得ることとします。
- (4) 当ホームが、個人情報を取得・利用することについて、具体的な利用目的については、別紙（3）のとおりです。

19 利用者の権利

利用者の方及び身元引受人の方は、以下の権利を事業者に対して主張することができます。

- (1) 独自の生活歴を有する個人として尊重され、プライバシーを保ち、尊厳を維持する権利。
- (2) 生活や介護サービスにおいて、十分な情報が提供され、個人の自由や好み、及び主体的な決定が尊重される権利。
- (3) 安心感と自信をもてるよう配慮され、安全と衛生が保たれた環境で生活する権利。
- (4) 自らの能力を最大限発揮できるよう支援され、必要に応じて適切な介護を継続的に受ける権利。
- (5) 必要に応じて適切な医療を受けることについて援助を受ける権利。
- (6) 身元引受人や大切な人との通信や交流の自由が保たれ、個人情報を守られる権利。
- (7) 地域社会の一員として生活し、選挙その他一般市民としての行為を行なう権利。
- (8) 暴力や虐待及び身体的精神的拘束を受けない権利。
- (9) 生活や介護サービスにおいて、いかなる差別を受けない権利。
- (10) 生活やサービスについて職員に苦情を伝え、解決されない場合は、専門家または第三者機関の支援を受ける権利。

20 緊急時の対応

当ホームは利用者の心身の状態が急変した場合、利用者の方、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し緊急に連絡します。受診が必要な場合、協力医療機関、協力歯科医療機関等に診療を依頼することがあります。また、当ホームで（介護予防）認知症対応型共同生活介護サービスの提供が困難な状況、又は専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門機関を紹介します。

21 事故発生時の対応

当ホームは、万全の体制で（介護予防）認知症対応型共同生活介護サービスの提供にあたりますが、万一事故が発生した場合には、速やかに利用者の方、身元引受人、関係市町村等にご連絡をするとともに、事故に遭われた方の救済、事故の拡大の防止等の必要な措置を講じます。また、利用者の方に賠償すべき事故が発生した場合は、誠意をもって速やかに損害賠償を行います。

※ 事故発生時については、別紙（４）に基づき対応いたします。

22 苦情処理の体制

当ホームは、提供する（介護予防）認知症対応型共同生活介護サービスに対しての要望または苦情等については、計画作成担当者に申し出ることができます。万一計画作成担当者が不在の場合でも、介護従事者に申し出ただけであれば、速やかに担当者に申し伝えます。

尚、以下の公的機関においても苦情等の相談ができます。

日光市健康福祉部 高齢福祉課介護サービス係	住 所	栃木県日光市今市本町 1
	電 話	0 2 8 8 - 2 1 - 5 1 0 0
	F A X	0 2 8 8 - 2 1 - 5 1 0 5
栃木県保健福祉部 高齢対策課介護保険班	住 所	栃木県宇都宮市塙田 1 - 1 - 2 0 栃木県本庁合同ビル 6 階
	電 話	0 2 8 - 6 2 3 - 3 1 4 8
	F A X	0 2 8 - 6 2 3 - 3 0 5 8
栃木県国民健康保険団体 連合会	住 所	栃木県宇都宮市本町 3 - 9
	電 話	0 2 8 - 6 2 2 - 7 2 4 2
	F A X	0 2 8 - 6 4 3 - 5 4 1 1

※ ご不明な点は、何でもお気軽にご相談ください。

※ 苦情処理の対応については、別紙（５）のとおりです。

23 業務継続に向けた取り組み

感染症や非常災害の発生時において、利用者の方が継続してサービスの提供が受けられるよう、業務継続計画を策定し対応していきます。また必要な研修及び訓練を年 2 回以上実施していきます。

24 食中毒及び感染症について

中毒及び感染症の発生またはまん延を防止する為、感染対策担当者をおき、おおむね 6 月に 1 回以上の委員会の開催（TV 電話装置等を活用して行うことができる）、指針の整備・年 2 回以上の研修及び訓練・勉強会の実施をしていきます。

担当者 管理者（施設長）倉持 昭子

25 事故予防対策について

事故発生時の対応・発生防止のための指針を整備、事故予防対策の担当者をおき、委員会の設置（TV 電話装置等を活用して行うことができるものとする）や定期的な研修を実施していきます。

担当者 管理者（施設長）倉持 昭子

26 身体拘束廃止に向けての取り組みについて

当ホームは、利用者の方または他の利用者の方々等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の方の行動を制限する行為を行いません。緊急やむを得ず身体拘束を実施する場合は、利用者の方及び身元引受人等に説明し同意を得て、身体拘束の廃止に向けて対策を検討し、実施状況の記録を整備します。また適正化のための指針の整備・3か月に1回以上の委員会開催・年2回の研修を実施していきます。

27 虐待廃止に向けての取り組みについて

利用者の方の人権の擁護及び、未然防止や早期発見、虐待等への迅速かつ適切な対応等の為、委員会の開催（TV 電話装置等を活用して行うことができるものとする）・指針の整備・定期的な研修の実施・これらを適切に実施するための担当者を整備していきます。

虐待を見つけた場合は速やかに市町村に通報します。

担当者 管理者（施設長）倉持 昭子

28 職員のハラスメント対策について

適切な当事業のサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、職員の就業環境が害されることを防止するための方針を明確化し、周知・啓発等実施していきます。また相談に応じ、適切に対応するための必要な措置を実施していきます。

29 入居中起こり得るリスクについて

次の事項についてご理解いただいたうえで、当ホームをご利用ください。

- (1) 歩行時の転倒、ベッドや車いすからの転落等による骨折・外傷の恐れがあります。
- (2) 環境の変化による体調変化や精神の不安定を引き起こす恐れがあります。
- (3) 特に高齢者の方は骨がもろくなっております。転倒・転落等がなくても、普段の生活上で自然に骨折している事もあります。
- (4) 高齢者の方は皮膚が薄く、少しの摩擦でも表皮剥離や皮下出血を起こしやすい状態にあります。
- (5) 高齢や認知症の症状により、水分や食べ物を飲みこむ力が低下します。誤嚥・誤飲・窒息の危険性が高い状態にあります。
- (6) 高齢や認知症の症状により、予測できない突発的な行動を起こす恐れがあります。
（屋外を徘徊、異食行為、暴言、暴力行為、自傷行為、性的行動等）
- (7) 高齢者の方は、心臓や脳または何らかの疾患により、急変や急死される危険性が高くなります。
- (8) 集団生活の為、集団での感染症に罹る場合があります。

30 運営推進会議について

当ホームは、地域に開かれた運営を目指し、運営推進会議を2か月に1度実施いたします。ご利用者身元引受人、市町村職員、地域の代表者等に対し、提供しているサービス内容を明らかにし、意見交換・助言等をいただき、サービスの質の確保を図る事を目的としております。

重度化した場合の指針

1、医師や医療機関との連携体制

○重度化に伴う医療ニーズに応えるため、協力医療機関等又は系列施設等と連携をとりながら適切な対応をいたします。

○協力医療機関等とは、相談、診療、入院が出来る体制を常時確保いたしております。

○急変などによりホームでの医療行為・処置が困難な場合、医師が緊急搬送を必要と認めた場合は、すぐに身元引受人に連絡し、緊急搬送の調整をさせていただきます。なお緊急時や、身元引受人に連絡が取れない場合には、身元引受人に了承を得ず緊急搬送、場合によっては入院となる事もございます。

○医療行為が頻繁になってきた際や、系列施設等の入所が望ましい際は、ご本人様・ご家族様にご相談いたします。

○前もって系列施設等のご紹介をさせていただく事で、ご本人様・ご家族様が安心して過ごしていただけるよう対応させていただきます。

※急変時の対応については、『急変時の対応などについての事前確認書』を参考に、その都度身元引受人の意向を確認させていただきます。

※協力医療機関におきましては、重要事項説明書 14 をご覧ください。

2、看取りについて

○当ホームは、基本的に看取りは行っておりません。身元引受人と共に今後の方針についてその都度話し合いをさせていただきます。可能な範囲での医療行為を医師や協力医療機関等と連携をとりながら行います。(場合により身元引受人に付き添いをお願いする事がございます。) 医療行為が頻繁になってきた際や系列施設等の入所が望ましくなった場合は、ご本人様・ご家族様に移設のご相談をさせていただき、系列施設及び関係機関等と調整・連携し移設の運びとなります。

人生の残りの時間を自分らしく過ごしていただき、満足した最期を迎えられるよう寄り添うケアを行います。

3、入院期間中における家賃や食費の取り扱いについて

①家賃について

入院期間中であっても、入居中と同額をご負担いただきます。

②食費について

1 食単位で、提供した分だけご負担いただきます。

③水道光熱費・日用生活品費・教養娯楽費

日中 6 時間以上不在の場合は徴収いたしません。

別紙（２）

グループホームかわせみ入居利用料金表

（２０２５年５月１日現在）

◎ご利用料金は、１の介護保険給付サービスと２の介護保険給付外サービスの合計となります。

１ 介護保険給付サービス

※ 表示されている金額は、介護報酬告示額に地域単価（１０．１４円）を乗じて算出しています。

※ 地域単価（１０．１４円）で算出しているため、端数処理の関係で、実際の合計請求額は、わずかな誤差が生じます。

◆介護保険給付サービス利用料金

《認知症対応型共同生活介護費》

一日あたりの料金

事業所区分・要介護度		基本単位	利用料	利用者負担額		
				１割負担	２割負担	３割負担
Ⅰ	要介護１	765	7,757 円	776 円	1,552 円	2,328 円
	要介護２	801	8,122 円	813 円	1,625 円	2,437 円
	要介護３	824	8,355 円	836 円	1,671 円	2,507 円
	要介護４	841	8,527 円	853 円	1,706 円	2,559 円
	要介護５	859	8,710 円	871 円	1,742 円	2,613 円

《介護予防認知症対応型共同生活介護費》

一日あたりの料金

事業所区分・要介護度		基本単位	利用料	利用者負担額		
				１割負担	２割負担	３割負担
Ⅰ	要支援２	761	7,716 円	772 円	1,544 円	2,315 円

加算等	基本 単位	利用料	利用者負担			算定回数等
			1 割負担	2 割負担	3 割負担	
身体拘束廃止未実施減算 要支援 2	76	685 円	695 円	1,389 円	2,084 円	1 日につき
身体拘束廃止未実施減算 介護 1	77	688 円	698 円	1,396 円	2,093 円	
身体拘束廃止未実施減算 介護 2	80	721 円	731 円	1,462 円	2,193 円	
身体拘束廃止未実施減算 介護 3	82	742 円	753 円	1,505 円	2,257 円	
身体拘束廃止未実施減算 介護 4	84	757 円	768 円	1,535 円	2,303 円	
身体拘束廃止未実施減算 介護 5	86	773 円	784 円	1,568 円	2,352 円	
高齢者虐待防止措置未実施減算 要支援 2	8	753 円	764 円	1,527 円	2,291 円	
高齢者虐待防止措置未実施減算 介護 1	8	757 円	768 円	1,535 円	2,303 円	
高齢者虐待防止措置未実施減算 介護 2	8	793 円	805 円	1,609 円	2,413 円	
高齢者虐待防止措置未実施減算 介護 3	8	816 円	828 円	1,655 円	2,483 円	
高齢者虐待防止措置未実施減算 介護 4	8	833 円	845 円	1,690 円	2,534 円	
高齢者虐待防止措置未実施減算 介護 5	9	850 円	862 円	1,724 円	2,586 円	
業務継続計画未策定減算 要支援 2	23	738 円	749 円	1,497 円	2,245 円	
業務継続計画未策定減算 介護 1	23	742 円	753 円	1,505 円	2,257 円	
業務継続計画未策定減算 介護 2	24	777 円	788 円	1,576 円	2,364 円	
業務継続計画未策定減算 介護 3	25	799 円	811 円	1,621 円	2,431 円	
業務継続計画未策定減算 介護 4	25	816 円	828 円	1,655 円	2,483 円	
業務継続計画未策定減算 介護 5	26	833 円	845 円	1,690 円	2,534 円	
夜間支援体制加算Ⅰ	50	507 円	51 円	102 円	153 円	1 日につき
夜間支援体制加算Ⅱ	25	253 円	26 円	51 円	76 円	
若年性認知症利用者受入加算	120	1,216 円	122 円	244 円	365 円	1 日につき
入院時費用	246	2,494 円	250 円	499 円	749 円	1 月につき 6 日を限度
看取り介護加算 1 ★	72	730 円	73 円	146 円	219 円	死亡日以前 31 日以上 45 日以下
看取り介護加算 2 ★	144	1,460 円	146 円	292 円	438 円	死亡日以前 4 日以上 30 日以下
看取り介護加算 3 ★	680	6,895 円	690 円	1,379 円	2,069 円	死亡日の前日及び前々日
看取り介護加算 4 ★	1,280	12,979 円	1,298 円	2,596 円	3,894 円	死亡日
初期加算	30	304 円	31 円	61 円	92 円	1 日につき（入居日から 30 日以内）
協力医療機関連携加算 1	100	1,014 円	102 円	203 円	305 円	1 月につき
協力医療機関連携加算 2	40	405 円	41 円	81 円	122 円	1 月につき
医療連携体制加算Ⅰ（イ）★	57	577 円	58 円	116 円	174 円	1 日につき
医療連携体制加算Ⅰ（ロ）★	47	476 円	48 円	96 円	143 円	1 日につき
医療連携体制加算Ⅰ（ハ）★	37	375 円	38 円	75 円	113 円	1 日につき
医療連携体制加算Ⅱ★	5	50 円	5 円	10 円	15 円	1 日につき
退居時情報提供加算	250	2,535 円	254 円	507 円	761 円	1 回につき
退居時相談援助加算	400	4,056 円	406 円	812 円	1,217 円	1 回限り
認知症専門ケア加算Ⅰ	3	30 円	3 円	6 円	9 円	1 日につき
認知症専門ケア加算Ⅱ	<u>4</u>	<u>40 円</u>	<u>4 円</u>	<u>8 円</u>	<u>12 円</u>	
認知症チームケア推進加算Ⅰ	<u>150</u>	<u>1,521 円</u>	<u>153 円</u>	<u>305 円</u>	<u>457 円</u>	1 月につき
認知症チームケア推進加算Ⅱ	120	1,216 円	122 円	244 円	365 円	
生活機能向上連携加算Ⅰ	100	1,014 円	102 円	203 円	305 円	1 月につき
生活機能向上連携加算Ⅱ	200	2,028 円	203 円	406 円	609 円	
栄養管理体制加算	30	304 円	31 円	61 円	92 円	1 月につき
口腔衛生管理体制加算	30	304 円	31 円	61 円	92 円	1 月につき

口腔・栄養スクリーニング加算	20	202 円	21 円	41 円	61 円	6 か月に 1 回を限度
科学的介護推進体制加算	40	405 円	41 円	81 円	122 円	1 月につき
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ	10	101 円	11 円	21 円	31 円	1 月につき
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	5	50 円	5 円	10 円	15 円	
新興感染症等施設療養費	240	2,433 円	244 円	487 円	730 円	1 月につき 5 日を限度
生産性向上推進体制加算Ⅰ	100	1,014 円	102 円	203 円	305 円	1 月につき
生産性向上推進体制加算Ⅱ	10	101 円	11 円	21 円	31 円	
サービス提供体制強化加算Ⅰ	22	223 円	23 円	45 円	67 円	1 日につき
サービス提供体制強化加算Ⅱ	18	182 円	19 円	37 円	55 円	
サービス提供体制強化加算Ⅲ	6	60 円	6 円	12 円	18 円	
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の 186/1000	左記の単位数×地域区分	左記の 1 割	左記の 2 割	左記の 3 割	基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数 (所定単位数) ※介護職員等処遇改善加算を除く 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数 (所定単位数)
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	所定単位数の 178/1000					
介護職員等処遇改善加算Ⅲ	所定単位数の 155/1000					
介護職員等処遇改善加算Ⅳ	所定単位数の 125/1000					
介護職員等処遇改善加算Ⅴ (1)	所定単位数の 163/1000					
介護職員等処遇改善加算Ⅴ (2)	所定単位数の 156/1000					
介護職員等処遇改善加算Ⅴ (3)	所定単位数の 155/1000					
介護職員等処遇改善加算Ⅴ (4)	所定単位数の 148/1000					
介護職員等処遇改善加算Ⅴ (5)	所定単位数の 133/1000					
介護職員等処遇改善加算Ⅴ (6)	所定単位数の 125/1000					
介護職員等処遇改善加算Ⅴ (7)	所定単位数の 120/1000					
介護職員等処遇改善加算Ⅴ (8)	所定単位数の 132/1000					
介護職員等処遇改善加算Ⅴ (9)	所定単位数の 112/1000					
介護職員等処遇改善加算Ⅴ (10)	所定単位数の 97/1000					
介護職員等処遇改善加算Ⅴ (11)	所定単位数の 102/1000					
介護職員等処遇改善加算Ⅴ (12)	所定単位数の 89/1000					
介護職員等処遇改善加算Ⅴ (13)	所定単位数の 89/1000					

介護職員等処遇改善加算Ⅴ（14）	所定単位数の 66/1000				
------------------	-------------------	--	--	--	--

※ 夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、上記の 97/100 となります。

◆加算料金について

以下の要件を満たす場合、加算料金が加算されます。

- ※ ★は、介護予防認知症対応型共同生活介護での算定はできません。
- ※ 夜間支援体制加算は、夜間及び深夜の時間帯について手厚い人員体制をとっている場合、または見守り機器等を一定割合導入の上、手厚い人員体制をとっている場合に算定します。
- ※ 若年性認知症利用者受入加算は、若年性認知症（40 歳から 64 歳まで）の利用者を対象に指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護を行った場合に算定します。
- ※ 入院時費用は、利用者が病院又は診療所に入院後、3 月以内に退院することが明らかに見込まれる場合に退院後再び当事業所に円滑に入居できるような体制等を整えている場合、1 月に 6 日を限度として算定します。
- ※ 看取り介護加算は、看取りに関する指針を定め、利用者又は身元引受人の同意のもと、医師、看護師等多職種共同にて介護に係る計画を作成し、計画に基づき利用者がその人らしく生き、その人らしい最期を迎えられるように支援した場合に算定します。
- ※ 初期加算は、当事業所に入居した日から 30 日以内の期間について算定します。
- ※ 協力医療機関連携加算Ⅰは、利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行い診察できる体制を常時確保している協力医療機関と連携している場合に算定します。
- ※ 協力医療機関連携加算Ⅱは、Ⅰ以外の協力医療機関と連携している場合に算定します。
- ※ 医療連携体制加算Ⅰは、当事業所の従業者若しくは病院や訪問看護ステーション等との連携により看護師を配置し、24 時間の連絡体制や利用者が重度化した場合の指針を定めるなどにより、利用者の日常的な健康管理や医療ニーズに対して適切な対応が取れる体制を整備している場合に算定します。
- ※ 医療連携体制加算Ⅱは、医療連携体制加算Ⅰを算定の上、看護職員により利用者に定められた日々の対応を実施している場合に算定します。
- ※ 退居時情報提供加算は、利用者が医療機関に退居する際、利用者等の同意を得て利用者の心身の状況や生活歴等の情報を提供した場合、1 回に限り算定します。
- ※ 退居時相談援助加算は、利用期間が 1 月を超える利用者が退居し、居宅にて居宅サービス等を利用する場合に、退居後の各サービスについての相談援助を行い、利用者の同意を得て退居後 2 週間以内に市町村等に利用者の介護状況を示した文書を添えて各サービスに必要な情報を提供した場合に算定します。
- ※ 認知症専門ケア加算は、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められる認知症の利用者に対して、専門的な認知症ケアを行った場合に算定します。
- ※ 認知症チームケア推進加算Ⅰ、Ⅱ、は、定められた専門的な研修を終了した職員を配置し、認知症を有する利用者に対し、認知症の行動、心理症状の予防等に対応するチームを組み、利用者の定期的な評価、ケアの振り返り、カンファレンス、計画の見直し等を行い、認知症のチームケアを実施している場合に算定します。
- ※ 生活機能向上連携加算Ⅰは、当事業所の計画作成担当者が、訪問リハビリテーション事業所等の医師等の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画を作成し、当該計画に基づくサービスを実施した場合に算定します。
- 生活機能向上連携加算Ⅱは、訪問リハビリテーション事業所等が当事業所を訪問した際に、当事業所の計画作成担当者と共同で利用者の状態評価を行い、生活機能の向上を目的とした（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画を作成し、当該計画に基づくサービスを実施した場合に算定します。
- ※ 栄養管理体制加算は、管理栄養士等が従業者に対して栄養ケアに係る技術的助言及び指導を月 1 回以

上行っている場合に算定します。

- ※ 口腔衛生管理体制加算は、当事業所の介護職員が歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士から口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上受けている場合に算定します。
- ※ 口腔・栄養スクリーニング加算は、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態のスクリーニングを行った場合に算定します。
- ※ 科学的介護推進体制加算は、利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出し、その情報を認知症対応型共同生活介護の適切かつ有効な提供に活用している場合に算定します。
- ※ 高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰは、第二種協定指定医療機関と新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保し、一般的な感染症の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に協力医療機関等と連携し適切に対応していること。また、定められた医療機関や医師会が定期的に行う感染症対策に関する研修または訓練に1年に1回以上参加している場合に算定します。
- ※ 高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱは、診療報酬における感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けていること。
- ※ 新興感染症等施設療養費は、利用者等が厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、利用者等に適切な感染対策を行った上で施設内で療養を行った場合に、1月に1回、連続する5日を限度に算定します。
- ※ 生産性向上推進体制加算Ⅰは、Ⅱの要件を満たし、Ⅱのデータにより業務改善の取り組みによる成果が確認され、見守り機器等のテクノロジーを複数導入し、介護助手の活用等、職員間の適切な役割分担の取り組みを行い、1年以内ごとに一回、業務改善の取組による効果を示すデータの提出を行っている場合に算定します。
- ※ 生産性向上推進体制加算Ⅱは、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的行なっていること。見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入し、1年に1回、業務改善の取り組みによる効果を示すデータの提出を行っている場合に算定します。
- ※ サービス提供体制強化加算は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出た事業所が、利用者に対して(介護予防)認知症対応型共同生活介護を行った場合に算定します。
- ※ 介護職員等処遇改善加算は、介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。区分支給限度基準額の対象外となります。
- ※ 地域区分別単価(10.14円)で算出しているため、端数処理の関係で、実際の合計金額は、わずかな誤差が生じます。

利用料について、(事業者が法定代理受領を行わない場合)上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費等の支給(利用者負担額を除く)申請を行ってください。

2 介護保険給付外サービス

◆基本利用料

・家賃 ※1	15,000円／月
・食材料費（おやつ代を含む）	1,700円／日
<u>（内訳 朝食520円・昼食590円・夕食590円）</u>	
・水道光熱費	17,000円／月
・日用生活品費 ※2	250円／日
・教養娯楽費 ※3	176円／日

※1 入居期間が1ヶ月に満たない場合は日割り計算とします。

その他の項目については、上記同様日割り計算とし、外泊時は日数及び滞在時間により差引きます。

※2※3 施設で用意するものを、ご希望によりご利用いただく場合にお支払いいただきます。

◆個別利用料

・紙おむつ	194円／枚（税込）
・尿とりパット	56円／枚（税込）
・リハビリパンツ	153円／枚（税込）

※おむつを持ち込まれた場合の処理代

・紙おむつ	51円／枚（税込）
・尿とりパット	31円／枚（税込）
・リハビリパンツ	51円／枚（税込）
・利用者等からの依頼により購入する生活用品	実 費

◎外出外泊、入院中における家賃や食費の取り扱いについて

・家賃について

外泊、入院期間中であっても、入居中と同額をご負担いただきます。

・食費について

1食単位で、提供した分だけご負担いただきます。

・水道光熱費・日用生活品費・教養娯楽費

日中6時間以上不在の場合は徴収いたしません。

◎1ヶ月のご利用料金の合計は、要介護度（要支援2も含む）により、約120,000円～190,000円になります。

（但し、おむつ代は別途実費でのご負担になります。）

※ なお、この利用料金については、現行法制度に基づいた金額であり、国・日光市等の指導により一部変更を生じる可能性がありますので、ご了承ください。

※ （税込）表記以外はすべて非課税です。

個人情報の利用目的

グループホームかわせみでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

[グループホーム内部での利用目的]

- 当ホームが利用者等に提供する介護サービス
- 介護保険事務
- 介護サービスの利用者に係る当ホームの管理運営業務のうち
 - ・ 入退居等の管理
 - ・ 会計・経理
 - ・ 事故等の報告
 - ・ 当該利用者の介護・医療サービスの向上
- 事故予防対策のうち
 - ・ 見守り介護カメラの使用

[他の事業者等への情報提供を伴う利用目的]

- 当ホームが利用者等に提供する介護サービスのうち
 - ・ 利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - ・ 利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - ・ 検体検査業務の委託その他の業務委託
 - ・ 身元引受人等への心身の状況説明
- 介護保険事務のうち
 - ・ 審査支払機関へのレセプトの提出
 - ・ 審査支払い機関または保険者からの照会への回答
- 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談または届出等

【上記以外の利用目的】

[当ホームの内部での利用に係る利用目的]

- 当ホームの管理運営業務のうち
 - ・ 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - ・ 当ホームにおいて行われる学生の実習への協力
 - ・ 当ホームにおいて行われる事例研究

[他の事業者等への情報提供に係る利用目的]

- 当ホームの管理運営業務のうち
 - ・ 外部監査機関への情報提供
 - ・ 関係法令等に基づく行政機関及び司法機関等への提出等

[その他]

- 当ホームの広報を目的としたもののうち
 - ・ 医療・介護関連参考書籍への写真・記事の掲載
 - ・ 関連機関インターネットホームページ・広報誌への写真の掲載

別紙（４）

グループホームかわせみ緊急時の対応

事 故	内 容	初 期 対 応	必 要 事 項
1. 転倒 ・骨折	利用者の 転倒骨折 事故	① 利用者の緊急処置 見龍堂クリニックかわせみ又は 必要に応じて今市病院 ② 事故状況を確認 ③ 身元引受人への連絡 ③ 担当スタッフによる事故報告書の提出	・ 身元引受人へ発生状況を詳しく説明 (責任者・看護職員) ・ 事故報告書の作成 (当事者) ・ 行政への報告
2. 怪我	利用者及び職員の 怪我	① 対象者の緊急処置 見龍堂クリニックかわせみ又は 必要に応じて今市病院 ② 事故状況を確認 ③ 利用者の場合、身元引受人への連絡 ④ 担当スタッフによる事故報告書の提出	・ 身元引受人へ発生状況を詳しく説明 (責任者・看護職員) ・ 事故報告書の作成 (当事者) ・ 行政への報告
3. 誤飲	利用者の 誤飲事故	① 対象者の緊急措置（見龍堂クリニックかわせみ） ② 事故状況を確認 ③ 身元引受人への連絡 ④ 担当スタッフによる事故報告書の提出	・ 身元引受人へ発生状況を詳しく説明 (責任者・看護職員) ・ 事故報告書の作成 (当事者) ・ 行政への報告
4. 伝染病	伝染性疾患が発見 された場合	① 医師の診察、対応・指示を受ける ② 身元引受人への連絡 ③ 届出が必要な場合、保健所に連絡（医師） 県西健康福祉センター（0289-64-3125）	・ 行政への報告
5. 食中毒	集団下痢等があつた場合	① 医師の診察、対応・指示を受ける ② 身元引受人への連絡 ③ 保健所に連絡（医師） ③ 保健所から対策の指示を仰ぐ 県西健康福祉センター（0289-64-3125）	・ 行政への報告
6. 交通事故	利用者の 外出等	① 事故状況により怪我人の救急病院等への搬送 ② 警察、施設、保険会社への連絡 ④ 身元引受人への連絡 ⑤ 加害者、被害者との協議	・ 身元引受人へ発生状況を詳しく説明 (責任者) ・ 事故報告書の作成 (当事者) ・ 行政への報告
7. 急死	利用者が突然死亡した場合	① 医師の診察 ② 死因が不明な場合 警察への連絡（医師） ③ 身元引受人への連絡（医師）	・ 夜間に発見された場合は、周辺及び対象を動かさない。 ・ 事故報告書の作成・行政への報告
8. 自殺	利用者が自殺した場合	① 現場状況を保存 ② 警察への連絡（医師） ③ 身元引受人への連絡（医師）	・ 夜間に発見された場合は、周辺及び対象を動かさない。 ・ 事故報告書の作成・行政への報告

9. 行方不明	外出先で 行方がわ からなく なった時	《職員が1人の場合》 ① 即施設長へ報告 ② 他の利用者をホームへ戻す ③ 30分探して見つからなければ警察、身元引受人へ連絡 《職員が2人以上の場合》 ① 1人が他の利用者見守り、他の職員が搜索 ② 10分探して見つからなければ施設長へ連絡 ③ 30分探して見つからなければ警察、身元引受人へ連絡	・ 身元引受人へ発生状況を詳しく説明 (責任者) ・ 事故報告書の作成 ・ 行政への報告
	無断離設	① 1人が他の利用者を見守り、他の職員が搜索 ② 10分探して見つからなければ施設長へ連絡 ③ 30分探して見つからなければ警察、身元引受人へ連絡	・ 身元引受人へ発生状況を詳しく説明 (責任者) ・ 事故報告書の作成 ・ 行政への報告

別紙（５）

利用者から苦情を処理するために講ずる措置の概要

事業者または施設の名称	グループホームかわせみ
サービスの種類	（介護予防）認知症対応型共同生活介護
１．利用者からの相談、苦情等に対応する常設の窓口（連絡先）、担当者の設置 ① グループホームかわせみの受付に、苦情に対する窓口を設置し、相談担当者を配置する。また、担当者が不在の時は、本会の職員の誰でもが対応できるようにするとともに、担当者に必ず引き継ぐこととしている。 電 話 0288-22-1221 F A X 0288-22-3557 担当者 相談担当 倉 持 昭 子 ２．円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理・手順 ① 窓口で受けた苦情については、受付した担当者が施設長並びに責任者に必ず連絡する。苦情については担当者の独断で処理しないで、施設長並びに責任者と協議を行いながら対応を図っていく。 ② 苦情への対応については、必要に応じて本会内にて検討会議を開いて決定する。 ③ 利用者に対してサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償について検討する。 ④ 苦情内容によっては、行政窓口を紹介する。 ⑤ 苦情処理は、１日以内に行われることを原則とする。 ⑥ 苦情内容及び処理結果については、担当者が苦情処理台帳に記載する。 ３．他参考事項 ① 上記に記載した以外の対応措置については、その都度本会内で協議し、利用者の立場にたって処理する。	

同意書

（介護予防）認知症対応型共同生活介護グループホームかわせみの入居利用にあたり、利用者（本人が判断不能な場合は扶養者）に対して、重要事項説明書、自己評価結果及び外部評価結果を交付の上説明いたしました。

＜説明者＞	住 所	日光市平ヶ崎 6 0 9 － 4
	名 称	医療法人矢尾板記念会 グループホームかわせみ
	職氏名	施設長 倉 持 昭 子

私は、（介護予防）認知症対応型共同生活介護グループホームかわせみ入居利用にあたり、重要事項説明書、自己評価結果及び外部評価結果を受領し、これらの内容に関して担当者から（介護予防）認知症対応型共同生活介護についての説明を受け、これらを十分理解した上で同意します。

年 月 日

＜利用者＞	住 所
	氏 名 (本人が判断不能及び書字不能な場合身元引受人代筆)

＜利用者の身元引受人＞	住 所
	氏 名

医療法人矢尾板記念会
グループホームかわせみ

施設長 倉 持 昭 子 様

個人情報利用に関する同意書

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護

私、及び私の身元引受人は、重要事項説明書第18号に掲げる事項について、担当者より説明を受け、別紙(3)の個人情報の利用目的を受領し、これらを十分理解し、グループホームかわせみの個人情報の取り扱い及び利用について同意します。

年 月 日

<説明者>

名 称 医療法人矢尾板記念会
グループホームかわせみ
職氏名 施設長 倉 持 昭 子

<利用者>

氏 名
(本人が判断不能及び書字不能な場合身元引受人代筆)

<利用者の身元引受人>

氏 名

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護

グループホームかわせみ

施設長 倉 持 昭 子 様

尚、個人情報の利用目的のうち、同意できない項目、希望する事がありましたら、次頁の申出書により、具体的な項目等を申出てください。

申 出 書

私、及び私の身元引受人は個人情報保護についての取組について説明を受けましたが、利用目的について、以下の項目については同意できませんので申し出いたします。

利用目的の

- ・
- ・
- ・

について希望しません。

年 月 日

<利用者>

氏 名

(本人が判断不能及び書字不能な場合身元引受人代筆)

<利用者の身元引受人およびご身元引受人様>

氏 名

グループホームかわせみ
施設長 倉 持 昭 子 様